

京都市訓令甲第 5 号

教育委員会事務局

学 校

幼 稚 園

教 育 機 関

京都市教育長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成24年10月16日

京都市長 門 川 大 作

別表教育長の項中第20号を第21号とし、第12号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 普通財産の貸付けの決定及び契約に関すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)